

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	第1種貯蔵所の位置等の変更許可
概要	高圧ガス第1種貯蔵所の所有者又は占有者は、第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事（軽微な変更の工事を除く。）をしようとするときは、市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第19条第1項 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第28条第1項 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第29条第1項 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html)
審査基準	申請された第1種貯蔵所の位置、構造及び設備が、高圧ガス保安法第16条第2項の技術上の基準に適合していることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> 一般高圧ガス保安規則第21条から第23条まで及び第99条 液化石油ガス保安規則第22条から第24条まで及び第97条 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） 高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年10月26日通商産業省告示第515号） 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日保局第3号） 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日保局第4号） 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日保局第1号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuji.html)
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするとき。
提出方法	第1種貯蔵所位置等変更許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの2通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加するとき 14,000円 その他のとき 11,000円
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	